

## 総合口座

商品名(愛称)	総合口座	
ご利用いただける方	個人(成人)のお客さま	
総合口座の仕組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金を中心に貯蓄預金、定期預金、当座貸越を組み合わせでセットにしたものです。</li> <li>・普通預金のみのお取引にも利用することができます。</li> <li>・当座貸越は、普通預金の残高が不足する場合に定期預金を担保にして貸越限度額の範囲内で不足額を自動的に融資するものです。</li> <li>・「つみき通帳」に預入している定期預金を担保にして総合口座取引(当座貸越取引)をすることができます。</li> </ul>	
口座数の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座はお1人様1口座に限られています。</li> <li>・この口座に預入できる口数について、次の制限があります。 定期預金…生き明細15口まで</li> </ul>	
各預金についての制約	定期預金…自動継続(元加式・利払式のいずれも可)または自動解約であることが必要です。	
当座貸越	種類	定期預金を担保とする貸越
	貸越限度額	担保となる定期預金の90%の金額 最高300万円まで
	適用利率	担保となる定期預金の利率+年0.5% ※利率の異なる2口以上の定期預金が担保となる場合は、低い利率のものから順次適用します。
	貸越利息	毎日の最終残高を適用利率別に分割してその金額に利率を乗じ、利息計算期間中の積数を集計して貸越利息を計算します(円未満切捨)。 ※貸越利息は、毎年2月と8月の当行所定日(普通預金の利息支払日と同一日)に普通預金口座から引落しまたは元金に組み入れます。
	貸越金の返済	貸越残高となっている場合には、普通預金口座に入金された金額を貸越金の返済に充当します。
税金	<p>お受取利息には、源泉分離課税の場合、20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。</p> <p>*平成25年1月1日以降、源泉分離課税の場合、復興特別所得税が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)が適用されます。</p> <p>ただし、マル優ご利用の場合は除きます。</p>	

[商品概要説明書]

<p>手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規開設の手料は不要です。</li> <li>・通帳・キャッシュカードの再発行は、当行所定の手料が必要です。</li> <li>・最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない口座（以下、「未利用口座」といいます。）については、当行が定める口座管理手数料（以下、「未利用口座管理手数料」といいます。）をいただきます。（ただし、令和3年5月6日以降に開設された口座に限ります。） ※最後のお預入れまたは払戻しに、該当普通預金のお利息の元本への組入れならびに未利用口座管理手数料の引落しは除きます。</li> <li>・未利用口座の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所に「ご案内」を送付させていただいた上で、約3か月経過してもご利用またはご解約がない場合に、該当普通預金口座から年間1,320円（消費税等含む）の手料を引落しさせていただきます。</li> <li>・次の場合は、未利用口座の対象外です。（手数料は必要ございません。）             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 決済用普通預金</li> <li>② 該当普通預金口座の残高が1万円以上ある場合</li> <li>③ 借入れがある場合</li> <li>④ 同一支店（同一顧客番号）で他に金融資産（定期預金、積立定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、外貨預金、国債等）が1円以上ある場合</li> </ul> </li> <li>※盗難・紛失などご利用を停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。</li> <li>・口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、口座残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、未利用口座を解約させていただきます。 ※口座残高以上のご負担はございません。 ※口座を解約させていただいた後の、お客さまのお手続きは一切ございません。</li> </ul>
<p>付加できる特約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この口座をもとに次の取引をすることができます。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 預金口座振替による各種料金の支払い</li> <li>② キャッシュカード取引</li> <li>③ デビットカード取引</li> <li>④ 給与・年金・公社債元利金等の自動受取り</li> <li>⑤ ご契約による自動的な払戻し</li> </ul> </li> <li>・有資格者についてはマル優をご利用いただけます。</li> </ul>
<p>中途解約時の取扱い</p>	<p>—</p>
<p>預金保険制度</p>	<p>預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金は決済用普通預金への変更が可能です。</li> <li>・利率については窓口にお問い合わせください。</li> </ul>

<p>当行が契約している指 定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
-------------------------------	---

令和3年7月21日現在